

神戸市ポートアイランド地区日照基準取扱要綱

昭和58年4月1日

神戸市

神戸市ポートアイランド地区 日照基準取扱要綱

1 適用を受ける建築物

次表にかかげる指定建築物とする

日影の影響を受ける地域	指 定 建 築 物	
	建築物の地上階数	建築物の高さ
第1種住居地域	5階以上	13m以上
準工業地域	6階々	15m 々

2 適用を受ける地域

当該建築物により日影の影響を受ける地域が住居地域、
準工業地域（別図区域内のもの）

3 日照の基準

当該建築物の日影時間が次の表にかかげる日影時間以下となるより建築計画をすること。

日影の影響を受ける地域	日影時間
第1種住居地域	4時間
準工業地域	6 々

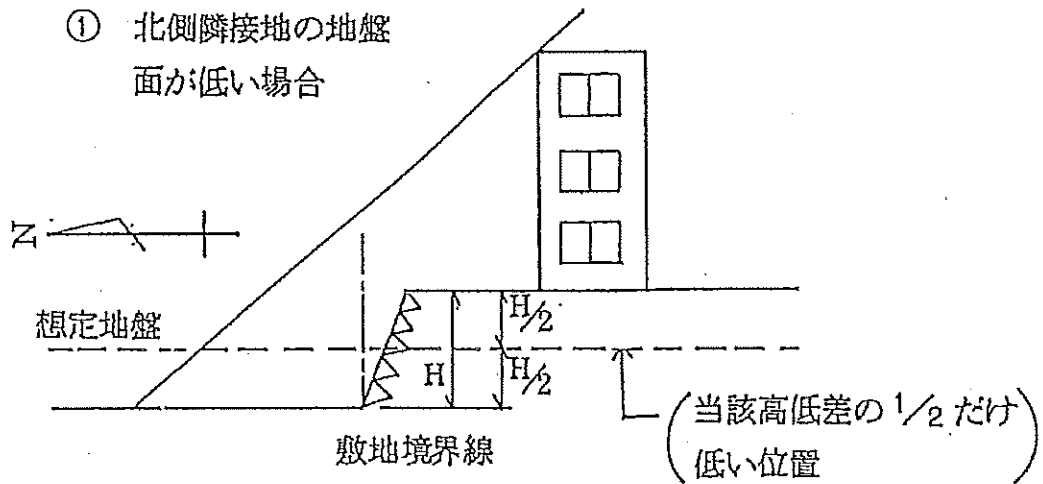
4 日影の測定方法

左記の日影時間は次により作成した当該建築物の日影曲線図により測定する。

- ① 冬至の日の午前 8 時から午後 4 時までの 8 時間における日影時間とする。
- ② 測定位置は当該建築物の敷地の北側境界線から真北方向に水平距離 6 m へだてた線上の当該建築物の地盤面から 3 m の高さの位置とする。
- ③ 当該建築物の北側の隣接地が道路、緑地、線路敷等の場合の測定位置はその道路、緑地、線路敷等の北側の境界線上の当該建築物の地盤面から 3 m の高さの位置とする。
- ④ 測定する場合の太陽の方位角及び高度は、それぞれ真太陽時及び北緯 34 度 39 分とする。

5 測定位置に関する例外規定

- ① 北側隣接地の地盤面が低い場合は当該建築物の地盤面より当該高低差から $1/2$ 低い位置を地盤面とみなす。
- ② 北側隣接地の地盤面が高い場合は当該建築物の地盤面を想定地盤とみなす。

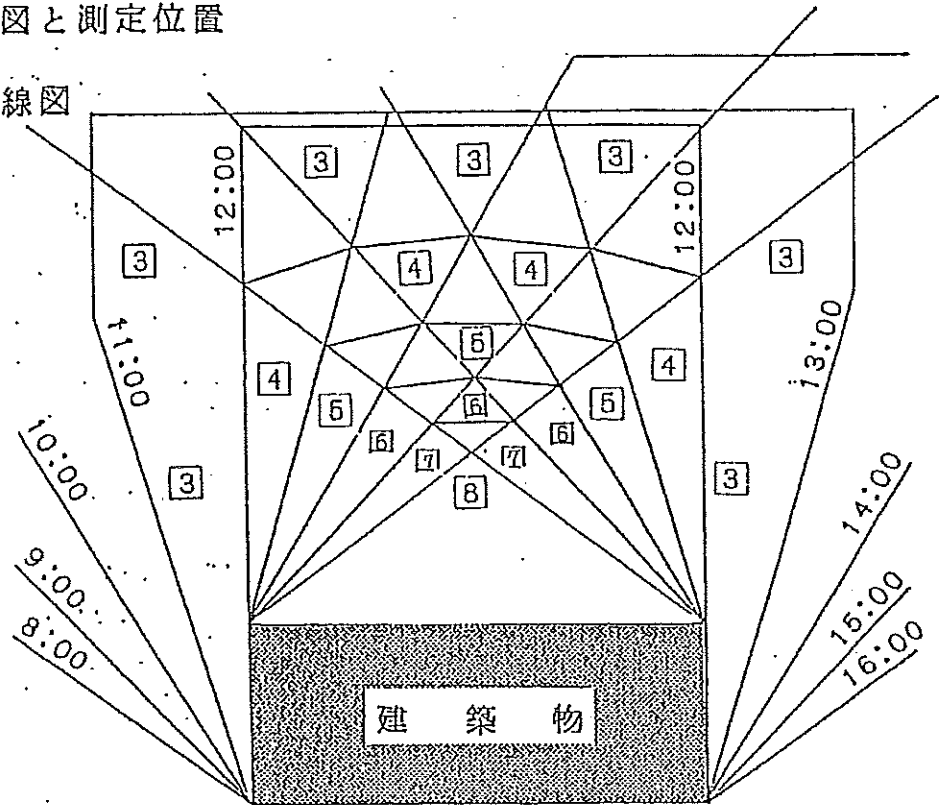


6 日照の基準の特例

計画建築物の日影の影響を受ける建築物が、住宅、学校、幼稚園、保育所、老人ホーム、病院、その他、これらに類するもの以外の用途の建築物であり、かつ鉄筋コンクリート造などの堅固な構造である場合その他将来も同一の用途に継続して使用される見通しのある場合で市長が適当と認めるときは、第3の基準を緩和することができる。

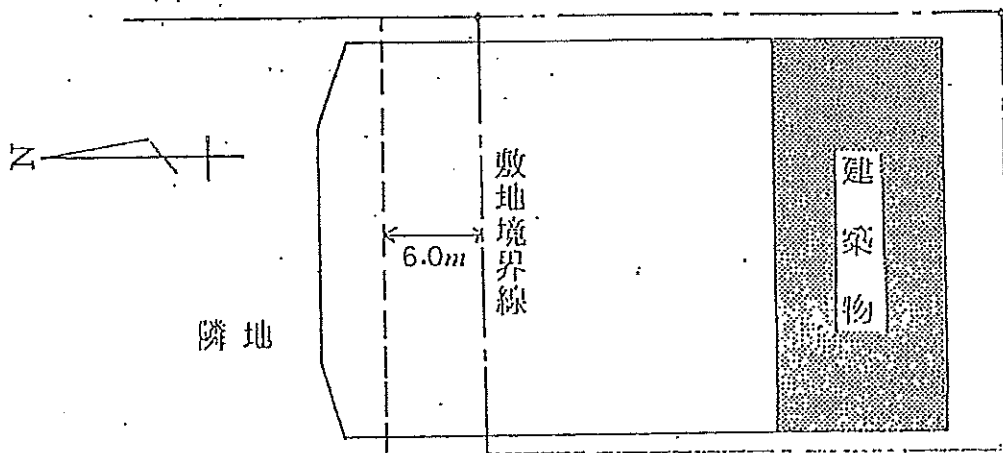
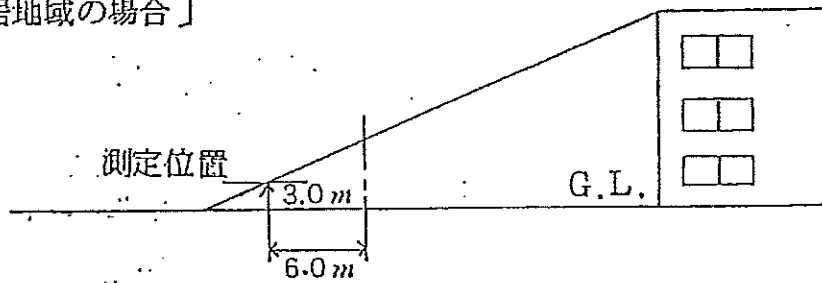
7 日影曲線図と測定位置

日影曲線図



測定位置

〔住居地域の場合〕



ポートアイランド地区日照基準 適用区域図

